

徳島市業務継続計画(BCP) 概要版

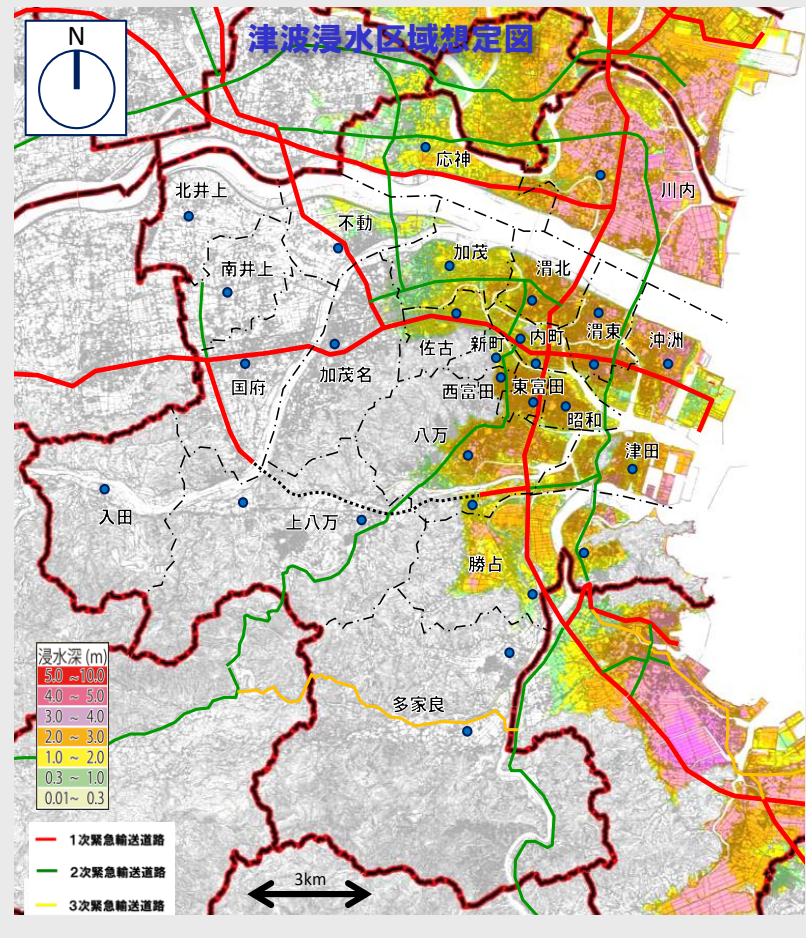
本市では、「徳島市まちづくり総合ビジョン」において、基本政策の基本目標の一つに『「まもる」まち・とくしま』を掲げており、大規模自然災害等の発生により本市が被災し、人的資源や物的資源及び情報等に制約が生じ、市役所機能が低下する中においても、市民の生命・身体・財産を保護し、市民生活への影響を最小限とすることができるよう、**迅速な災害対応の実施と最低限の行政サービスの維持を図る**ことが政策上重要なテーマとなっている。

徳島市業務継続計画(BCP: Business Continuity Plan)は、大規模災害の発生に備えるため、あらかじめ**非常時においても優先的に実施する必要のある業務を特定し、その執行体制や対応手順を明確化するとともに、部局間をまたいだ全庁的なバックアップ体制の構築を図れるよう、災害時及び平常時の取り組みを定めるものである。**

徳島市で想定される被害

南海トラフ巨大地震の発生を想定する。

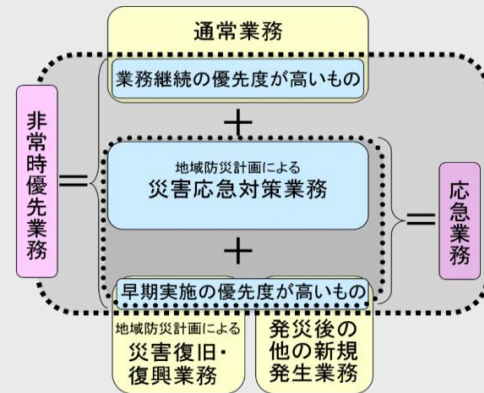
- 市域の33%が津波による浸水被害を受ける
- 津波により損傷する建物数は、全半壊合計で 25,900棟
- 死者は 最大10,400人、避難者は 最大152,800人
- 上水は発災直後全域で断水、1か月後も23%が断水
- 電力は発災直後全域で停電



非常時優先業務

非常時優先業務とは、大規模災害の発災時にあっても優先して実施すべき業務のことである。

具体的には、**災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い復旧・復興業務等**のほか、**業務継続の優先度の高い通常業務**が対象となる。



以下のとおり、時間区分(局面)ごとに、非常時優先業務を選定する。

<大方針>

- ◎ 市民・職員の安全を確保しつつ、全庁を挙げた災害対応体制をただちに確立する
- ◎ 津波から市民の命を守りつなぐための災害対応業務を最優先する
- ◎ 発災後72時間は、可能な限り通常業務を停止・縮小する
- ◎ 発災後1週間以降は、被災した市民の生活再建と事業者の事業再開を最大限支援する

津波から逃れるための対応

市民の命をつなぐための対応
まちの復旧にむけた対応

復興にむけた対応

局面	時間区分	優先する業務の考え方
第1局面	地震発生～津波到達	<ul style="list-style-type: none"> ● 津波から命を守る業務を最優先とする。 ● 初動職員を中心に初動体制を確立する。
第2局面	津波到達～発災後24時間	<ul style="list-style-type: none"> ● 津波からの安全を確保する。 ● 関係機関への応援要請を行う。
第3局面	発災後24時間～発災後72時間	<ul style="list-style-type: none"> ● 人命の救急救助に資する業務を最優先する。 ● 最低限の避難生活を確保する。 ● 引き続き、最低限の避難生活を確保する。
第4局面	発災後72時間～発災後1週間	<ul style="list-style-type: none"> ● 復旧に向けた準備を開始する。 ● 優先的に実施する必要のある日常業務を再開する。
第5局面	発災後1週間～発災後2週間	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難生活の改善を図る。 ● まちの復旧を図る。 ● 優先的に実施する必要のある日常業務を実施する。
第6局面	発災後2週間～発災後1か月	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難生活の改善と生活再建の支援を図る。 ● まちの復旧を図る。 ● 日常業務を再開する。
第7局面	発災後1か月～発災後2か月	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難生活の改善と生活再建の支援を図る。(避難所の集約・解消) ● 復興にむけた体制を確保する。 ● 日常業務を実施する。

業務を継続するための環境整備

非常時優先業務を実施するための執行環境の整備に向けた課題と対応策は以下のとおり。(主なものを抜粋)

項目	課題(主なもの)	課題解決の方向性
人的資源	<ul style="list-style-type: none"> ● 初動時に対応できる職員が不足し、初動対応が十分に実施できない ● 特定の班に業務が集中し、特定の班の非常時優先業務への対応が遅れる ● 実施すべき災害対応業務の内容について習熟が十分ではなく、非常時優先業務への対応が遅れる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 初動対応にあたる職員を確保する ● 状況に応じた職員の再配置・異動のしくみを検討する ● 非正規職員、外部人材を活用する ● 災害対応業務に関する職員の理解を高める
庁舎	<ul style="list-style-type: none"> ● 拠点施設(代替施設含む)が全面的に被災し、拠点施設を利用して業務を実施できない 	<ul style="list-style-type: none"> ● 拠点施設の安全性を向上させる ● 代替の拠点施設機能を確保する
電力	<ul style="list-style-type: none"> ● 通常の電力以外の電源がなく、電気を利用できない 	<ul style="list-style-type: none"> ● 代替の非常用発電機を確保する
通信手段	<ul style="list-style-type: none"> ● 通信できる手段が限定され、必要な連絡が十分に実施できない 	<ul style="list-style-type: none"> ● 多様な通信手段を確保する
重要な行政データ、情報システム	<ul style="list-style-type: none"> ● バックアップ方策が十分でない場合、行政データが利用できず、非常時優先業務を実施できない 	<ul style="list-style-type: none"> ● ファシリティの安全性・持続可能性を向上させる ● 行政データを確実に保管する
職員用の飲料水、食料	<ul style="list-style-type: none"> ● 職員用の飲料水、食料が確保できない場合、職員が非常時優先業務に従事できない 	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害発生時の職員用の飲料水、食料をあらかじめ確保しておく
その他資機材	<ul style="list-style-type: none"> ● 公用車及び燃料の不足により、市内巡回や応急措置等の業務に対応の遅れが発生する 	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害発生時においても公用車を確実に使用できるしきみを検討・運用する

業務継続計画の定着に向けて

本計画の定着を図るため、以下の取組を進める。

■各所属の取組

参集人員の確認、勤務時間外の参集場所の確認、非常時優先業務の周知、各班非常時優先業務実施マニュアルの策定／等

■研修・訓練の実施

災害対策本部事務局の訓練、個別の業務を対象とした訓練／等

■計画に基づく対策の推進

「5 業務を継続するための環境整備」で定めた対策について、毎年実施状況を確認し、その推進を図るための組織「業務継続計画推進委員会」(BCM会議)を設置する。

■計画の見直し・更新

職員の体制、関連する計画や施策に応じて、不断の見直しを行う。

執行体制

■職員等

勤務時間外に南海トラフ巨大地震が発生したと想定する。

職員は、「災害対策本部初動要員」「避難拠点初動要員」「災害対策連絡所派遣職員」の指定に応じて初動対応を実施することとするが、津波の襲来等に注意し、自身の安全を十分に確保したうえで災害対応にあたることとする。

■庁舎等

多くの主要施設が津波の浸水を受けるため、津波や地震で被災した施設を応急的に修繕して利用することになる可能性が高い。